| 新（改正後：令和元年８月１日適用） | 旧（改正前） |
| --- | --- |
| 第１ ～　第17　略  （別添）  工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定  事務処理要領の第３に定める調査基準価格は、次により算出する。  １　電気通信設備工事以外の工事  （１）一般的な建設工事  　ア　算定方法  　　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計額とする。  　　ただし、その額が、工事価格に９．２／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては  ９．２／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７．５／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７．５／１０を乗じて得た額。  ①　直接工事費の額に９．７／１０を乗じて得た額  ②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額  ③　現場管理費の額に９／１０を乗じて得た額  ④　一般管理費等の額に５．５／１０を乗じて得た額  　イ　特別なものについては、アにかかわらず、契約ごとに７．５／１０から９．２／１０までの範囲で契約担当者の定める割合を工事価格に乗じて得た額。  ウ　略  （２）及び（３）　略  ２　電気通信設備工事  （１）一般工事の算定法  　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。  　　ただし、その額が、工事価格に９．２／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９．２／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７．５／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては  ７．５／１０を乗じて得た額。  　　①　直接工事費の額に９．７／１０を乗じて得た額  　　②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額  　　③ 現場管理費と機器間接費の額の和に９／１０を乗じて得た額  　　④　一般管理費の額に５．５／１０を乗じて得た額  　　⑤　機器費の額に９．０７／１０を乗じて得た額  （２）鉄塔・反射板工事の算定法  　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。  　　ただし、その額が、工事価格に９．２／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９．２／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７．５／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては  ７．５／１０を乗じて得た額。   1. 工場塗装費と直接工事費の額の和に９．７／１０を乗じて得た額   　　②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額  　　③　現場管理費の額に９／１０を乗じて得た額  　　④　一般管理費の額に５．５／１０を乗じて得た額  　　⑤　鉄塔製作費の額に９．４２／１０を乗じて得た額  附　則  本要領は、令和元年７月24日から施行し、令和元年８月１日に入札公告する対象工事から適用する。 | 第１ ～　第17　略  （別添）  工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定  事務処理要領の第３に定める調査基準価格は、次により算出する。  １　電気通信設備工事以外の工事  （１）一般的な建設工事  　ア　算定方法  　　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計額とする。  　　ただし、その額が、工事価格に９／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７／１０を乗じて得た額。  ①　直接工事費の額に９．７／１０を乗じて得た額  ②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額  ③　現場管理費の額に９／１０を乗じて得た額  ④　一般管理費等の額に５．５／１０を乗じて得た額  　イ　特別なものについては、アにかかわらず、契約ごとに７／１０から９／１０までの範  　囲で契約担当者の定める割合を工事価格に乗じて得た額。  ウ　略  （２）及び（３）　略  ２　電気通信設備工事  （１）一般工事の算定法  　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。  　　ただし、その額が、工事価格に９／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７／１０を乗じて得た額。  　　①　直接工事費の額に９．７／１０を乗じて得た額  　　②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額  　　③ 現場管理費と機器間接費の額の和に９／１０を乗じて得た額  　　④　一般管理費の額に５．５／１０を乗じて得た額  　　⑤　機器費の額に９．０７／１０を乗じて得た額  （２）鉄塔・反射板工事の算定法  　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。  　　ただし、その額が、工事価格に９／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７／１０を乗じて得た額。  　　①　工場塗装費と直接工事費の額の和に９．７／１０を乗じて得た額  　　②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額  　　③　現場管理費の額に９／１０を乗じて得た額  　　④　一般管理費の額に５．５／１０を乗じて得た額  　　⑤　鉄塔製作費の額に９．４２／１０を乗じて得た額 |